
平成21年 第1回 芦屋町議会定例会会議録（第2日）

平成21年3月9日（月曜日）

議事日程（2）

平成21年3月9日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】（13名）

1番 辻本 一夫	2番 貝掛 俊之	3番 田島 憲道	4番 小田 武人
5番 岡 夏子	6番 今井 保利	7番 川上 誠一	8番 松上 宏幸
9番 本田 哲也	10番 益田美恵子	11番 中西 定美	12番 室原 健剛
13番 横尾 武志			

【欠席議員】（なし）

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	占部義和	企画政策課長	鶴原洋一
財政課長	鶴原光芳	都市整備課長	三友伸一	税務課長	守田俊次
環境住宅課長	小野義之	住民課長	入江明徳	福祉課長	嵐 保徳
地域づくり課長	内海猛年	競艇施設課長	中西 学	学校教育課長	富永秋則
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、7番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

おはようございます。7番、日本共産党の川上です。一般質問をいたします。

まず第1に、「住宅リフォーム助成制度」について伺います。

深刻な経済危機のもとで、解雇によって職場や住まいをなくした労働者や仕事の減少や資金繩りの悪化に苦しむ中小業者など、住民は悲痛な叫びを上げています。町内業者も仕事不足、賃金単価の切り下げ、不払い、貸し渋りなど、生活危機に直面し、倒産や廃業に追い込まれています。こうした建設業者や建設労働者のための仕事おこしと雇用対策が今こそ必要となっています。

このような状況のもとで、埼玉県川口市、川越市などで行われており、2005年で21都府県118自治体で実施されている「住宅リフォーム助成制度」が今、全国的にも注目されています。この制度は、町内業者によって発注した工事金額の5%、最高10万円を町民に助成するというような制度です。住宅のリフォームというのは、需要を喚起するなど波及効果は大変大きいと言われています。1軒のリフォームには、大工、電気、左官、水道など10数種類が関連します。また、その後の耐久消費財の購入などにも波及します。5%の助成で町民に喜ばれながら、地元の中小零細建設業者をバックアップして活気づけることができる「住宅リフォーム助成制度」は極めて有効な施策であると考えます。

そこで、次のことを質問します。1、町内の中小零細建設業者及び職人の仕事の実態を町長はどういうに把握されているのか。また、零細業者の声にどのようにこたえるおつもりなのかを伺います。第2に、当町でも「住宅リフォーム助成制度」を創設し、不況に苦しむ業者と住宅リフォームを望む町民にとって、大変有益かつ緊急経済対策として効果がある制度として実施を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、「小規模工事等希望者登録制度」について伺います。

「小規模工事等希望者登録制度」は、町の公共建築物の工事、修繕等の小規模工事物品納入に

について、小額の事業を地元の中小零細業者が受注できる機会をふやすために希望者登録を行い、契約に参加できる機会をふやすために希望者登録を行い、契約に参加できる機会を広げることのできるシステムです。08年で実施自治体は357市町村あり、44都道府県で行っており、業者からは大変喜ばれています。地元の中小零細業者に仕事を回すことは地域に税金を還流させることになり、地域振興にも役立つものとなります。芦屋町でも実施することを検討すべきと考えますが、見解を伺います。

第3に、後期高齢者制度について伺います。

1点目に、後期高齢者医療制度が施行されて、本年4月で1年を迎えることになります。昨年12月に福岡県保険医協会の調べで、県内49市町村の普通徴収の保険料滞納者は1万6,372人で、滞納率は14.5%にもなってると新聞報道されましたが、芦屋町では滞納者はどのくらいおられるのかを伺います。

2点目に、福岡県広域連合では、保険料を1年を超えて滞納すると資格証明書を発行を行うとなっています。資格証明書になると医療費窓口負担が一たん10割になり、事実上無保険状態になります。滞納された後期高齢者にどう対応されるのか伺います。

3点目に、福岡県民主医療機関連合会の12診療所の調査では、平成20年6月の後期高齢者医療分の診療は、平成19年と比べ、件数で84%、診療実日数で83%、診療報酬点数で90%となっており、医療の抑制が見られますが、芦屋町の給付実績ではどのようにになっているのかを伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

おはようございます。川上議員、ご質問の、まず、住宅リフォーム助成制度という形の中で、町長は実態をどのように把握しているか。それから、零細業者の声にどのようにこたえるかという問い合わせにつきまして答弁させていただくわけでございますが、まず、実態ということでございますが、実態という形の中で2点ほどあるわけでございますが、私も生きてこの方、60年近く芦屋町、住んでおりますので、芦屋町内に、例えばガラス屋さんだと酒屋さんだと、いろいろいわゆる町に登録する建設業、土木業以外にこういう方がいらっしゃるというのを、それは把握いたしております。

それともう一点、これは計数的にお答えしなければならないと思うわけでございますが、町内、これは平成18年度の事業所企業統計調査結果という形の中から数字でお答えしたいと思うわけでございますが、町内に66事業所、従業員数は350人、全事業に占める割合を見ますと、事

業所数は10.7%、従業員数は6.3%となっております。

次に、零細業者の声にどのようにこたえるかということでございますが、芦屋町では既に緊急経済対策といったしまして、「にこにこ商品券」の発行や商工業者に対する町制度融資の融資額の拡大、保証料の補助など中小企業者への支援に現在取り組んでいるところであります。また、先般商工会の申し入れ、主催によりまして、議会、行政との行政懇談会が開催されました。その中で、建設業の方々からこういう時期でございますので、いろんなさまざまなご意見、ご要望をいただいております。行政といったしまして、町といたしましてもご支援できる可能性のあるものについては、今後それぞれの所管と協議していきたいと考えております。

その次に、住宅、このリフォーム助成制度の実施を検討すべきと考えるが所見を問うということでございますが、議員ご指摘のように、これも数字を見ますと19都道府県72自治体でこの助成制度を取り組んでおるということですが、ちょっと調べさせていただいたんですが、全国、平成20年4月現在で1,785市町村で、47都道府県あるわけでございますが、県として取り組んでおるのは新潟県——これは県が取り組んでおるという形の中でございますが、数字的に言いますと、このリフォーム制度を取り組んでおるのが全国的に4%取り組んでおるという数字が出ておるわけでございますが、これもいろいろ、いろんな角度からいろいろ検討しなくてはいけないかなと思うわけでございますが、この経済効果と実施に向けた検討という形の中で行いますと、いわゆる町民への補助金の交付という形を通じた、ある意味で税金の還元であるということは間違いないわけですが、一応町民のリフォームする際の一定の優遇策として機能はすると。これは考えられるわけでございますが、じゃそれでは、リフォーム工事自体が町内の建設業者等々の経済効果というのは限定的になるのではないかと考えるわけであります。

以上、いろんな観点から見まして、この件は全国でも5%といえ、導入している市町村もあるという現状、それから、今現下のこの経済事情という形の中で、町としてどう取り組むかということは検討に値するのではないかと私自身は考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

2点目の「小規模工事等希望者登録制度」についてということでお答えをさせていただきたいと思います。

この制度を実施いたしております自治体の内容を幾つか調べてみたわけですけれども、その目的は競争入札の参加資格者に登録されていない地元業者に小額、金額はその自治体によってまちまちです。20万以下であったりとか、50万以下であったりとかいうようなことなんですか

ども、で、軽易な工事、修繕等をこの登録制度に登録された希望者に発注しようというような内容でございました。

現在の芦屋町のこういう小額の工事の発注についてどうしてあるかということなんですかけれども、基本的には指名願を出された業者を指名するというのを基本といたしておりますけれども、町内業者の中にそういう業者さんがいないという場合が当然あります。指名願を出してないけれども町内でそういうなりわいをしてるというような方につきましては、当然のことながらそういう業者さんを指名しているというのもございます。それと、組織の中でも、環境住宅課の住宅係の中に軽微な営繕を担当する嘱託職員を雇用したり、道路の維持補修等に臨時職員を雇用したりというようなところで、できるだけ経費をかけないような中での対応をするというようなことで進めております。それと、社会福祉協議会が運営しております高齢者能力活用事業、こういう制度も利用してるということです。それと、先ほど町長、言われましたけれども、商工会の懇談の折に工業部会のほうからも、これは指名業者さんのほうからですけれども、要するに受注機会の拡大というような要望が出されているというのも事実でございます。

こういう状況からして、お尋ねの「小規模工事等希望者登録制度」が芦屋町に導入したときに本当に実効性のあるといいますか、芦屋町のパイそのものというのは結構限られてますので、その中でうまくすみ分けができるのかどうか、その辺のところにつきましては少しお時間をいただきまして調査研究をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

3点目の後期高齢者医療制度についてお答えいたします。

まず、要旨1点目の後期高齢者医療制度の保険料収納状況についてですが、平成21年2月28日現在の収納状況は、被保険者数が1,787人、それから徴収率が99.34%、滞納者が23人、滞納額が60万2,900円となっています。

2点目の資格証明書の発行についてですが、保険料の納期限から1年を経過するまでの間に保険料を納付しない場合の対応について、高齢者の医療の確保に関する法律は当該被保険者に対して資格証明書を交付するものとしています。ただし、1年間、保険料を納めないことをもって機械的に資格証明書を交付するのではなく、事業の廃止または休止、地震、風水害、火災等の災害、病気やけが等の特別な事情を考慮するべきものとされています。したがいまして、保険料を滞納する被保険者等の納付相談等の機会を通じ、保険料を納められない個々の事情を適切に把握するなど、きめ細やかな対応をしていきたいと思っております。また、資格証明書の運用につ

いて、国は、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質なものに限って適用するとの方針を示しており、芦屋町としてもこれに沿って対応していきたいと思っております。

それから、3点目の後期高齢者医療制度が始まったことによる前年との給付実績はどうなっているかということですが、まず、被保険者数は19年6月が1,683人、20年6月が1,787人で104人増となっております。率にしまして6.2%の増。それから、診療件数ですが、19年6月が3,342件、20年6月が3,598件で256件の増、率にしまして7.6%の増、そして診療日数ですが、19年6月が8,782件、20年6月が8,860件で78件の増、率にしまして0.8%の増です。これは1人当たりに直しても診療件数、診療日数とも、芦屋町の場合は前年とほとんど変わらない状況です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

それでは、第1点目の住宅リフォーム制度についてから伺います。

今年の議会で示された町長の施政方針の中でも、まず第1点目に景気対策、これを上げて、この中では生活者を守り、あわせて事業者を支援する景気対策として、にこにこ商品券の発行事業、さらに商工業者の資金運用のために制度融資の借入額の拡大や制度融資の借入にかかる信用保証料の全額補助を行うと。さらに、商工会が実施しているはっぴい商品券への助成、こういったものを行うと言うんですね。施政方針でも言われています。当然やはり、この施政方針にもありますような対策は大変重要なことですので早急にやっていただきたいと思います。それと同時に、同時にやはり大きく落ち込んでいる中小零細の建設関連の雇用対策、これもやはり町として、やはり正面から受けとめてやっていくことは必要となっているんではないかというふうに思います。

今回出しました制度につきましては、初めての制度ということでなかなか内容もわからないと思いますが、言ったように全国的には少ないですが、今注目されて取り組まれているというのが実情です。この中でもあげました埼玉県川越市、この制度の内容を細かく紹介しますと、事業目的としては、住民が自己の居住する住居など市内の施工業者を利用して修繕、補修などの工事を行う場合には、その経費の一部を助成するということで、多岐にわたる業者に経済効果を与え、市内産業全体の活性化を図るという位置づけでやっております。助成の対象となるのは、住宅の補修または補修工事、壁紙の塗りかえ、外壁の塗りかえなどの工事、住宅に付随した自家用駐車場の設置、修繕のための工事、住宅のフェンスなどの設置、防犯機能の付加強化のための工事となっており、物品を購入する以外はほとんどが対象となります。助成は、市内業者に発注した20万円以上の修繕を行った場合、市民に工事費の5%を支給とするもので、10万円を限度と

しているという、こういった内容です。

これで実績としてどういった分になってるかといいますと、これはちょっと資料も古いんですけど、平成12年から平成15年の4年間を見ますと、予算額としては500万円、15年だけは、額をふやして700万円にしてますけど、これによって補助対象額が年に1億2,000万ぐらいの事業が生まれるということで、4年間で2,200万円を市が出しまして5億5,500万円、こういった経済波及効果を生んでます。約25倍、こういった経済効果となってます。

担当課の話では、この4年弱で5億円を超す建設事業を起こす一部になって、大きな経済効果があると考えている。当初は疑問もあったし、なぜ単なる住宅リフォームに金という声もあったが、しかし今はすっきりしている。担当者としては、今後も増額を考えていると、こういったふうに言ってるそうです。また、わずか10万円という額ですけど、業者自体がこの住宅リフォームを進んで利用している。また住民のほうもわずかでもそんな補助があるならと思い立つ、こういった市民も少なくないと言います。また、介護保険の住宅改修、こういったものとの併用を認めているという。地元の業者からは、これで首をつないでいるという、喜ばれている。そのほかの業種にも波及効果が及んでおり、利用者市民にアンケート調査をしたところ、改築や補修などをきっかけにカーペットや家具、電気製品、カーポート、そのほか利用が広がり、この波及効果も8倍程度あったという。こういった状況になってます。大変やってる自治体では好評に受け取られてます。

これ自体について国はどういうふうに言っているかというと、2005年に参議院の国土交通委員会で日本共産党の仁比聰平参議院議員が質問に立ち、この住宅リフォーム助成制度について聞いてます。この中で、住宅リフォーム助成制度がリフォームの際に耐震改修として成果を上げていることを取り上げて、地方自治体で耐震や経済効果を上げている住宅リフォーム助成制度の支援に取り組むべきではないかという、こういったことを申します。これに対して当時の北川国土交通大臣は、リフォームに合わせて耐震改修をしていくことを検討したいと。地方公共団体には住宅交付金、またまちづくり交付金等を利用して住宅リフォームや耐震改修を進めていただきたいという、こういったことを答えてます。そういった点では、今、住宅の改修の問題もありますが、そういった点ではこういったことをきっかけにリフォームをする中で、住宅改修を進めていくという、そういったことがあります。今後、そういった点では快適な居住環境の実現をしていくということで、例えばシックハウス症候群の問題とか、それから循環型、また環境負荷軽減型の位置づけという点では太陽光発電の設備設置、また雨水利用、こういったことにも広がっていって、将来的にも環境に優しいまちづくり、こういったことを支援、また応援していく、こういった制度にもつながっています。

一番新しい所を見ますと、例えば神戸新聞の2月の14日付の新聞で、兵庫県の明石市、ここ

も住宅リフォームをやってたとこなんんですけど、ここが住宅リフォームに助成制度を再開したという記事が載っています。兵庫県明石市は、過去の実績を踏まえ、地域産業活性化対策として住宅リフォーム助成の復活を決定した。内容は、市内の工務店などを利用し、自宅を補修する場合は10万円を限度に、費用の10%を助成するもの。同助成制度では、過去5年間に市内1,070世帯に9,000万円を助成、工事総額はその14倍を上回る約14億円に上る実績があり、その経済効果は施工業者だけでなく電化製品や住宅関連製品の消費拡大にもつながったと。09年では100世帯を募集する予定。予算には国の臨時交付金を充てる。これは1,000万円だそうです。これらの制度を利用する多くは60歳以上の団塊世代が多く、地域再生には有効的で期待も多いということで、今度の交付金制度、そういうもののを使ってこれをやっていくという、こういったことをいってます。

そういう点で、やはり緊急不況対策と、さらに発展させて将来的には環境に優しいまちづくり、こういったことを支援する、応援するという立場でこの制度をぜひ検討していただきたい。また、調査研究していただきたいということを思いますが、一応先ほどでは検討されるというふうなことを答弁されましたが、その点、調査、また研究するという、そういう具体的なところではどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、川上議員、るるこれの効率とか、これの導入に向けてのいろんなメリットを例を出されてご説明いただいたわけでございますが、私の不勉強のこともあるかわかりませんが、この住宅リフォーム助成制度、また、次の小規模工事等希望者登録制度というのを川上議員のこの一般質問の通告書で初めて知ったわけでございまして、それでいろいろ短い時間ではあったんですが、いろいろ資料等取り寄せて研究、私自身勉強させていただいたわけでございますが、これはあと町の税の問題で、公平の問題もあります。それから、川上議員おっしゃられたように緊急経済対策としてやるのか、恒常にやるのかとか、いろんな問題があります。私は、個人的には非常にいいご提案だなというふうに思っておるわけでありますが、行政というのはいろんな形で、いろんな分野がございますので、これは何とか前向きに調査研究して実施の方向でいけたらなど、私自身は個人的に思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

私も今回こういった制度を初めて提案していますので、ぜひやれという気持ちはありますけど、そこまでは言えないと思いますが、ただ、やはりぜひ調査研究を進めていただきたいというふうに思っています。財源の問題にしましても、先ほど町長も言われましたように、今回、地域活性化生活対策臨時交付金事業、これで交付金が出てきます。芦屋町としても、これに芦屋町地域経済活性化基金など、いろんな項目にこれを振り分けてやることでなってるわけなんですけど、この間、出された部分っていうのは、ほとんどが20年度の補正予算または20年度の当初予算、こういったものに充てられるということなので、そういう点では、そこら辺のもともと充当する予定だった財源が、いわば浮く形になります。そういう点では、新たな財源が生まれるということになりますので、これは一般財源になりますので、町自体の自由な使い方というのもかなりできると思います。そういう点でいろいろあると思いますが、やはり今実施されている市町村、こういったところを参考にされまして、ぜひ早急に、前向きに検討していただきますことを要望いたしまして、この件については終わります。

続いて、小規模工事登録制度について伺います。

この制度も、先ほど言いましたように、初めて聞かれた制度と思いますし、これもすぐやれといつても、やっぱりなかなかいろいろ問題点もあると思いますので、ぜひ今回の一般質問では、ぜひ調査研究をしていただきたいという、そういうのが私の率直な願いです。

これも初めての制度で、もう少し制度の紹介を詳しくしますと、小規模工事登録制度は、地方自治法234条に基づく随意契約の総合的な運用を図ることを目的に、自治体が設けた制度です。小規模修理・修繕契約希望者登録制度、また、小規模工事等希望者登録制度など、各自治体によって名称はさまざまですが、自治体が発注する土木、建設、電気、内装仕上げ、板金、塗装、ガラス、造園など多岐にわたる小規模工事に今まで指名競争入札の参加資格登録をしてなかつた人も登録でき、仕事の受注の機会を広げる地域経済の活性化を図ることを目的とした制度です。各地でこの制度の実現に取り組んできた全国建設労働組合総連合によりますと、公共施設が直接発注することで訪問して受注する仕事おこしが発注量を伸ばし、行政側も地域の経済効果を生んでるというふうに歓迎されてるとのことです。全国44都道府県で357自治体、実施されてると聞いてますが、埼玉県では85町村の8割を超える70市町村で実施しています。福岡県では、08年時点で太宰府市、大野城市、それから筑紫野市、八女市、久留米市、大牟田市、筑前町、宇美町、那珂川町、志免町、篠栗町、粕屋町、こういった13自治体が行っています。

制度の概要は各自治体で若干違いますが、おおむね次のとおりです。登録できる者は町内の主たる事業所、本店または住所を置いている者ということで、これは純粋な町内業者のみということで、町内で経営されて、町に税金を納めている方、こういった方が受けるわけです。建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等は不問、登録の仕方も申請書に必要な事項を添付して提出す

るだけの簡易なものとなっています。上限金額は、これはそれぞれの自治体によってさまざまですが、上では130万円、下では10万円と、いろんなところでそれぞれ検討して設定しております。

この制度については、福岡県の建設労働組合、これは工務店とか、また個人の大工さん、こういった方々が入っている労働組合ですけど、そこが今年の1月の26日、福岡県の麻生知事に対して要望書を持ってきて、ぜひ住宅リフォーム制度、また小規模登録制度、こういったことを県でもやってくださいというふうに言ってます。また、福岡県の各議会の中でも住宅リフォーム制度の実現、小規模工事登録制度の実現、こういったことが今やられてます。そういう点で、やはり県内の進捗状況を十分調査研究して、この制度を前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほどの住宅リフォーム助成制度のときでも小規模工事等希望者登録制度について触れましたんですが、私は、この小規模工事等希望者登録制度は、これはいいなと思ったのは、実はこれ資料見ましたら、いわゆる資格登録、建設工事等競争入札参加資格規程に基づく資格審査を受けてない方、いわゆる登録、2年に1回登録しますよね、ない方で、小額で内容が簡易な工事、修繕の注文を希望する方を登録という形になる。今私も、議員言われて、2年に1回、建築土木、いろんな方が登録されるわけですね、町内の仕事したいということで。じゃ果たしてかわら屋さんだと、それからガラス屋さんだ、板金屋さんだと、登録をされても果たして仕事は町から受注はあったのかなという、そういう疑問が出てきたわけですね。やはりこういう場合は、ほとんどが建築屋さん、土木屋さんに発注するというような、私もちよつと調査しなくちゃいけないんですが、そういう方に発注しているのではないかなと思ってるわけでございます。しかし、こういう、今議員言われた簡易な、これも屋根の修復だけで済むだとか、それから、といの修理だと、そういう方たちに対してこういうやはり登録制度を設けておれば、もうその方たちに直接お話ができるという、本当に非常なきめの細かい芦屋町の、いわゆるこういう零細の技術を持った方の育成なり振興策になるのではないかと、これは私自身思っておりますので、ただ、先ほどもお話しましたように、行政というのはいろんな制約がございますので、その辺の中で十分、今、議員が言われた福岡県で13自治体でされておるということでございますので、十分調査研究をさせていただきたいということの答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひ調査研究を進めていただきたいと思います。

それで、今回、なぜ私がこの住宅リフォーム助成制度とか、小規模工事等希望者登録制度、こういったものを取り上げて、中小零細、こういった業者に光を与える施策を求めているのかということを申しますと、やはり今の、この経済不況の中で、本当にこういった方はもう大変な状況に置かれているというのが切実にやっぱり感じるわけです。

先ほど言いました福岡県建設労働組合が福岡県の麻生知事に要望書を出したわけなんですが、その中で言われていることは、10年来の公共工事の減少、昨年の建築基準法の改正による建築確認申請のおくれによる着工工事数の大幅減、石油原油高騰による建築資材の高騰、金融危機が追い打ちをかけ、地元建設業者はかつてない不況に追い込まれ、地場産業者の倒産、廃業、自殺者も出る深刻な事態となっています。このままでは地域の建設業者は根絶やしにされるのではないかという、こういった危機感さえ感じますと。私たちは地域住民がよりよい社会生活を営む上で不可欠な住宅、道路、教育福祉施設、上水、下水道など社会基盤をつくる基幹産業で地域経済の発展、雇用に大きな役割を果たしてきましたと。こういったふうに訴えて、その中で安全安心なまちづくりの推進を行ってくださいとか、職人の雇用確保、地元業者の育成、振興を図ってください、また、入札契約制度について、そして市場価格に対応した設計単価と適正な労働基準について、こういった申し入れをしております。特に、入札契約制度については、入札制度改革で低価格競争が助長され、ダンピング受注、赤字工事が横行し、多くの市民が働いている地元建設業者が経営難、倒産に追い込まれ、下請けの企業、専業者、それから現場作業者の賃金等のしづ寄せが顕著となっています。最低制限価格は予定価格の70%から85%の低水準で設定され、低価格競争を激化させる要因となってると。こういった工事のコストなどの調査を行って、実態を把握して工事の安全と品質を確保できるようになって、こういった切実な要望を出してるわけなんですね。

特に、芦屋町におきましては、談合問題が起こって入札改革を行いました。この芦屋町の入札改革、入札制度の見直し、これで財政課のほうに聞きますと、現在の落札率は79.6%となり、6,100万円の削減効果が出ていると。こういったふうに言われています。これは制度の見直しによる改善措置が談合防止など透明性の確保、公共工事の競争性の確保に効果を発揮している効果であって、これは大変評価すべきことだと思います。それと同時に、現在の社会情勢と重なり、その業者の実態、また重大な問題点も出てきます。地元業者の公共事業の受注率は5割から6割となって、金融危機等の追い打ち等でやはり倒産とか廃業とか、こういった深刻な状況に追い込まれて悲鳴を上げてるという、これはやっぱり今の芦屋町の業者の実態でもあると思いま

す。

やはりこういったことを、果たして企業努力の足りなさ、こういったことで片づけていいのか。私は、やはりこれは行政として法にのっとった支援がやっぱり必要じゃないかっていうふうに思います。確かに、入札制度の問題、これは大変難しい問題です。住民サイドからは透明性と競争性の確保による無駄な排除が求められます。また、発注者である行政サイドでも、それは当然ですが、不適格参入者の危険や不良工事の不安がつきまとうし、また、地元業者育成という観点との整合性が問われています。そういういた点では、大変難しい問題でもあります。しかし、一番大事なことは、やはり談合は許さないという、そういう行政の毅然とした姿勢、これがやはり私は基礎であるというふうに思います。それと同時に、公正な入札を行う、これによって町内の需要者が受注する、また地元に落ちていく、これは仕方がないこととか、また地元業者の育成と振興を図ることが厳しくなる。こういった考え方で、やはりこの公正な入札を行うということと地場を支援していくという、こういったことをやはり二律背反的に考えるべきではないというふうに私は思います。やっぱり公正な入札を行い、同時に地元業者の受注機会を拡大し、仕事が回ってくるシステム、こういったことをやはり構築すべき立場に行政が立つべきだというふうに思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まさに、川上議員が今るるお話ございましたように、いわゆる談合事件が起こって入札制度改革、芦屋町やりました。内外では、恐らく福岡県内で一番厳しい制度であろうという形の中で、もう約1年経過いたしておるわけでございますが、先ほど述べましたように商工会との懇談会の折にも非常に多くの業者の方から、今、議員ご指摘のように、このままでは倒産するという形の中で生の声をお聞きしておるわけでございます。かといって、それをじや昔のままに戻すかというのは、これはやはりとても昔の形の中で戻すというのは、時間を戻すというのは、これはもう今の世の中、こういう透明性、いろんな形の中でした場合に無理であろうと。ただ、今こういう状況であるとともに、やはり地元業者育成というのは、これは町の大命題であろうかと思うわけでございます。この入札制度改革、私はいずれ見直さなければならない時期に、今きておるのではないかと私自身思ってるわけでございます。この透明性、それからいろんな形の中で整合性を持って、これは先ほどお話しましたように、ご支援できる可能性のあるものについてはそれぞれの所管と協議して見直していきたいと思っておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひ決まったことではなくて、やはり実態に問題点があるんなら、それに対して積極的にもやっぱり改善していくし、その基本としてはやはり公正な入札を全うするという、そういった立場で臨んでいただきたいと思います。

ちょっと地元要請の受注機会の拡大ということで、ちょっと発言通告とは離れますか、一点お聞きしたいのは、5日の日の北九州市議会では、今、今年度行われようとしている小中学校の耐震工事について、共産党の議員が耐震補強工事は100%地元中小業に発注し、仕事確保の機会を提供すべきだと、こういったふうな質問をしております。それに対して当局は、今後もこれまでと同様に市内企業にすべて発注できるというふうに答えております。

確かに、北九州市と芦屋町では相当条件が違いますが、この耐震工事の問題の受注、地元業者への受注機会の拡大、これについては芦屋町ではどのようにになっているのか、わかりましたらお答えください。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

耐震工事は、芦屋の町内業者に発注するのかどうかというお問い合わせでしょうか。ということになれば、私どもの工事の発注をどういう形でやるかというのは、芦屋町の指名基準というものがございます。先ほど町長から言ってましたように、芦屋町のほうでは1,000万円以上の金額になりますと一般競争入札というのが、制度として確定されておりますので、それを1,000万円超えた金額について町内業者でということには制度上ならないというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

やはりこういった耐震工事については、設計また特殊な耐震工事をやる能力があるかどうか、そういう問題もありますので、簡単にはならないと思いますが、ただ私がここでいいたいのは、例えば耐震設計とか、先ほど耐震工事なら町内業者はできませんが、その後の中でできる仕事もあるのではないかと、こういったところは町内業者を利用してやらせるという、入札した業者にやらせるという、こういったシステムができるもんだろうかということを考えています。

それで、ちょっと例を挙げますと、公契約条例というのがあります、これは受注した業者が仕事を行うときの内容を業者と自治体で決めていく、こういった条例なんんですけど、これができないところに、こういった自治体では、例えばこういった制度を使っているわけです。適正

な工事委託の施工上の留意事項ということで、これは函館方式といわれてます、函館のほうで今実施されてるところです。函館方式というのは、入札後の落札業者と契約時に労働条件に関する指導文書をつけるという、こういったことをやってます。

で、この中で、公共事業の施工にあっては地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図るとともに、下請契約及び工事代金等の支払いの適正化などにより、事業の有効かつ適正な執行を図ることとしておりますので、この趣旨を理解され、次の事項について十分配慮して優良な工事の委託の完成を期してくださいという、こういったことで、この中で地元業者の活用、地元資材の最優先的使用について、こういったことを文書で指導しているという、こういったところです。

この芦屋町のこの庁舎の耐震改修にしても、恐らく十数億円かかりましたが、地元の業者の受注というのはほとんどなかったと思います。そういった点では、口答とか、そういったのじゃなくて、こういった文書で指導としてやっていくという、こういったことを自治体でもやってますし、ほかの自治体でもこういった制度を取り入れております。

こういったことを使って、調査、研究していただいて、地元産業の雇用の創出、また活性化を図るために、町でもぜひやっていただきたいというふうに思いますので、これについては、まだ内容も初めてと思いますので、回答は要りませんが、ぜひこういったことも研究されて、ぜひ地場産業の振興のためにも頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で、この質問については終わります。

続きまして、後期高齢者医療制度について伺います。滞納者が20数名おられるということで、広域連合としても柔軟な対応でこれをやっていくというふうになっておりますが、もともと特別な事情で納付相談を行うというふうにいわれましたが、もともと後期高齢者医療制度ができる前の国保の状況のときには、こういった75歳以上の方は資格証明書は発行しないという、それが原則であったというふうに思います。

最近、去年の暮れから国保証の取り上げの問題が全国的に大きな問題になりました。子どもから国保証を取り上げるとは何事だということで、一応国のほうも子どもに関しては国保証の取り上げはしない、資格証明書の発行は行わないというふうになったわけなんですけど、芦屋町においては国保証に関しては資格証明書は出さないという、こういった立場をこの間貫いてきているわけです。これは県内でも19自治体が資格証明書の発行がゼロという自治体が生まれてますが、これは県内でも誇れるやっぱり町のあり方というふうに私は思ってます。ぜひ、今後も国保証の資格証明書を発行しないという、こういった立場で頑張っていただきたいというふうに思います。

ただ、今回子どもに限定せず、一般的な人も、例えば医療費の支払いが困難であっても、滞納が1年を超えて、医療を受ける必要があるという、こういったふうなことになれば特別な事情

に準ずるとして、判断するという、こういったことが行われてます。つまり国保においては、やはり資格証は発行しないで、病気になった方は基本的には受診できるという、そういった立場を明確にしたわけです。

今度2月の福岡の県議会でも、この資格証明書の交付については、特別な事情を把握することや、保険料や一部負担の支払いが困難の方への減免や、徴収猶予などで対応するようにという、こういったことを福岡県知事もいっておりまます。

ですから、私は、やはり後期高齢者におきましても、基本的にやっぱり資格証明書は発行すべきではないというふうに思います。先ほど言わされましたように、国のはうは相当な収入がある方というふうなことを限定して資格証明書の発行をするということを言ってます。また、この相当という基準も大変あいまいなところです。もともとは資格証明書の発行ができなかつた方々に資格証明書を発行するということは、私はこれはあってはならないと、そういったことだと思います。

資格証明書の発行については、町村の窓口、これが一番大きな役割をいたします。芦屋町の窓口におきましても、対応を、今までやってきた国保証と同様に、資格証明書は出さないという立場でやっていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 入江 明徳君

先ほど申しましたとおり、これにつきましては、国のはうも相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質なものに限って適用するということになっております。相当な収入があるとはどういうことかということを申しますと、逆にいいますと相当な収入がない方につきましては、一応考えられるのは被保険者均等割軽減世帯に属する被保険者とか、被用者保険の被扶養者であったものに対して軽減されてるものと、それから、市町村民税世帯非課税の被保険者ということで、こういう方たちはここでいう相当な収入には該当しないと考えられます。だから、こういう人たちには資格証明書は基本的には発行しない。

それと、先ほど申しましたとおり、風水害とか、病気やけがになった場合は、資格証明書を発行するのは不適切であるという形になっております。ただ資格証明書を絶対に発行しないということにつきましては、これは制度を運営していく上で、また被保険者間の負担の公平を図るという観点からも適当ではないと考えておりますので、あくまでも相当な収入があつて、悪質な場合のみ資格証明書を発行してきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

もう時間がありませんので、最後にもう1点、給付については変わらず微増というようなことですが、広域連合におきましては外来患者が上半期で0.74%落ちてるという、こういったことがいわれています。そういう点では、1年間を通してどういったふうになるか、これを注意深く見ていく必要だというふうに思います。

それともう1点は、広域連合によると1人当たりの医療費、上半期には53万6,000円ということで、全国一高い医療費になっているということをいってます。1年間通しますと107万円ということになって、平成18年より4万高く、平成18年が103万円ですので、4万円高いという状況です。こういったことになりますと、7年連続で日本一高い保険料ということになっていくと、平成22年の保険料の改定のときにですね、また相当保険料が上がるんではないかという、こういったことが危惧されます。

そういう点では、なぜこういったふうに給付が日本一なのか、そういったところの原因の究明が必要だと思いますし、また保険料を抑えていくためにも健康対策、また後発医薬品、ジェネリック医薬品、といったものの活用などを本格的に取り組むことが必要だというふうに思います。

後期高齢者医療制度については、当議会では実態を十分に把握し、検証し、廃止を含む抜本的な見直しを求めるという、こういった決議を採択してます。やはり高齢者が安心してかかる医療体制、こういったことの実現を求めて私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、12番、室原議員の一般質問を許します。室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

一般質問を行います。

大変古い話で恐縮ですが、私が今から行う話が、戦後芦屋町がここまで発展してきたのは、私が今から話をする内容が起源だと思っておりますんで、そのつもりでお聞き願いたいと思います。

まず、航空自衛隊芦屋基地、この基地は昭和35年8月航空自衛隊臨時芦屋基地隊が編成されて、芦屋基地に入所以来、今年の8月で49年、あと1年で半世紀の50年を迎えることになります。私は、半世紀を迎える航空自衛隊芦屋基地の開設が、芦屋町にとって何であったのか、問い合わせ直すよい時期が来ていると思って、この質問をするところでございます。

この航空自衛隊芦屋基地の開設が決定されるまでは、町内では米軍が芦屋基地から朝鮮戦争の、昭和26年以降撤退を始めて、芦屋基地に航空自衛隊が移駐してくるという話が出てから、町内では大変な論議があったと、この話は私が議員になり始め、今は亡き今井惣平議員、小野重吉議員、あるいは田中弘信議員、大変な古い議員の皆さんから話をずっと聞いてまいりましたが、芦屋町が自衛隊を受け入れるに当たって、町内では国の方針に従って、自衛隊基地を誘致すべきだという意見と、それから基地面積が町の3分の1に達する広大な土地をそのまま自衛隊に使わせるというのは、町民の利益にならん。産業を誘致しろ、その産業は、名前を言ってみますとアラビア石油という会社があったそうですが、それを誘致しようではないかという話があったそうです。そういう意見で町内が真っ二つに割れたと話を聞いております。

このような意見の対立の中で、昭和35年7月6日、防衛庁長官から町長あてに芦屋飛行場の施設を使わせてほしいという申し入れがありました。そこから、この自衛隊芦屋基地の誘致をめぐって論議がされたわけでございますが、同年7月の27日に開催された芦屋町の臨時議会の中で、この航空自衛隊の移駐を承認する決議がされております。

余談でありますが、この議会議決で当時の黒山町長が自衛隊誘致を議会議決したので、このことを防衛庁長官に連絡するために上京するという事態になりました。ところが、この防衛庁長官に承諾の旨を伝える黒山町長の自宅には、いわゆる反対派の皆さんを取り囲んで、黒山町長が自宅から出られないという事態が起こりました。そこで、黒山町長は急遽当時の熊野太郎助役に電話を入れて、熊野太郎助役が急遽東京に上京して、芦屋町の受託の旨を伝えたという逸話が残っております。

話はこれぐらいにしまして、本題に入りますが、この自衛隊移駐を承認した芦屋の町議会は無条件で承認したわけではありません。どういうことかと申し上げますと、町は自衛隊の移駐に当たって防衛施設局と交渉を進めております。そして移駐の条件として、13項目の要望と要求を出しております。話し合い、交渉の結果、防衛庁側がこの13項目を全面的に受け入れたと、これは芦屋町史にも明確に書いてあります。防衛庁側は、この13項目を明確に受け入れるという条件を下したんで、芦屋町議会としては基地の移駐を認めたと、こういう歴史があります。

そこで私は、この質問の第1として、自衛隊との間で決められた13項目の問題とはいったい何であったのか。それと、その説明に伴う資料の提出を願いたい。

その次の質問は、通告書に基づいて暫時質問を行うことにしますので、まず13項目があつたのかなかつたのか、そしてどうであったのか、このことを第1回の質問として終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは1点目の、いわゆる13項目の件でございますが、これは文書を取り交わしての取り決めということではなく、自衛隊受け入れの条件として、当時の防衛庁に陳情したということでございます。

具体的な内容は、お手元に資料をお配りしておりますとおりでございますが、これにつきましては、当時の資料をかなり探しました。ところが原本になるものをちょっと見つけ出すことができませんでした。それで写しという形で、この13項目の具体的な内容が書いてある書類はあつたんですけど、なにせ文章が50年も前のことですので、経年劣化によって非常に判読不能でございました。そこで、基地のほうに、もしもそういう資料が残っておるならということでお問い合わせしました結果、今議員さんのお手元に配付しております、過去の資料を浄書したものであるという前提でいただいております。本日はそれをお配りしております。

それで、まず1点目が駐留軍離職者対策の促進、2点目、中小零細企業対策の促進、それから、3点目が駐留軍被害補償問題の早期解決、4点目、国有財産払い下げに当たっては一切の権限を芦屋町に寄与されたい。5点目、基地内水道施設を町に無償で払い下げられたい。6点目、基地交付金の存続。7点目、飛行場外民間所有による米軍専用ハウスの救済促進。8点目、国鉄芦屋線の存続とガソリンカー化にしてくださいということ。それから、9点目、芦屋特別電話局、これには自動交換台を含む約700台があったようですが、その存置及び民間への開放。それから、10点目、国家資金により町経済の振興基線たり得る設置。11点目、芦屋町振興の基本問題、文化都市を建設するんだということでございます。それから、12点目、北九州海岸道路、いわゆる199号線の早期整備拡充、13点目としまして航空自衛隊として転用するに当たっては、少なくとも3,000名以上の隊員を移駐させられたい。

以上の13項目でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

この13項目は、やっと日の目を見たような感じがいたします。この13項目は以前から芦屋町議会では問題になってきました、今日まで。この議会でも先輩議員が何回となく、この13項目の取り扱いについて質問がされたと私は記憶しております。

そこで、少し疑問点をお話をしたいと思うんですが、この13項目の文章によりますと、町民の陳情事項ということがあります。決してこの13項目というのは、町民の陳情事項ではなかつたはずなんです。いわゆる芦屋に自衛隊が移駐してくる条件として、芦屋側が防衛省側に示した要求、要望書がこの13項目なんです。

ですから、当然陳情者ということになれば出す受け取る、それだけで終わるわけですが、芦屋側が受託をする態度を決めた内容というのは、その13項目の、いわゆる受託の決定が自衛隊側にあったから芦屋議会で議決をしたと、こういう歴史があるわけですから、その辺はどうなのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

ここにはそのような内容が書いてございますが、確かに交渉の過程といいますか、要望の過程で芦屋町史の中にもこの13項目が当時の防衛庁から了解を得たと、だから町議会としても受け入れの決議がなされたと、そのようには認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

それなら、次の質問要項の2項、3項にずっとつながっていくわけですから、2項、3項あわせて質問を申し上げますが、まず2項は、いわゆる自衛隊の隊員の皆さんのが當時3,000名常駐させるという、それでこれを細かく分けますと、3,000名の隊員のうち1,500名は芦屋町に居住させると、こういうのがあるというふうに私は聞いております。そこで、じゃあ、現時点で芦屋町に常駐する航空自衛隊の隊員さんは一体何人なのか、そして何人芦屋町に居住しておるのか、わかればちょっと説明を願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

質問の趣意書の中には、21年の2月末での数字を答えろということでございますが、これも当然基地に問い合わせたわけですが、2月末での統計はとっておられない、ただ源泉徴収票の発行等々を1月1日現在で行いますので、そういう観点からは現在所属の隊員数が約1,300名、これにご存じのとおり基地は第3術科学校、学生が入ってきます。これら入校学生が當時300名から400名、この学生隊員もあわせますと大体1,600人から1,700名が基地に働いておられる。

このうち町内居住者は、本年の1月1日現在です。源泉徴収票を芦屋町に送った枚数ということでしょうが847名との回答をいただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

この芦屋町が自衛隊の移駐をなぜ決めたかという問題です。これは昭和26年朝鮮戦争が終わりました。その後米軍が芦屋基地から撤退をするということが発表されました。そして26年から4年間の間で米軍が撤退をいたしました。当時米軍がおるときは人口2万人ぐらいだったと思います。全国から、いわゆる朝鮮戦争景気で多くの人が芦屋町に住んで仕事をしてましたから、2万人ぐらいの人口であったと思います。その後、米軍がそれを発表すれば、芦屋を見限って他に移転するという人たちがふえて、昭和30年には1万6,631人、昭和35年には1万4,611人、実に2,000人の人間が減ってきたわけです。2万人からすれば6,000名の人が減り、そして労働人口も7,610人から5,625人に減ったという記録があります。

そこでこの自衛隊の芦屋移駐を芦屋町がなぜ認めたかというのは、1つにはこの人口減に対する対策が大きくここに入るわけです。そして、今日まできた50年の歴史を刻んできたわけですが、実際にいって3,000名の隊員がおったときは余りないんです、この記録を調べますと。2,000人から2,500人、そして今芦屋町内に居住する隊員さんも随分減りました。私が住んでる団地でも、昔は体育祭といえば自衛隊の皆さんのが一生懸命頑張って、体育祭で何回も優勝するという記録を持ってますけども、今はだれもおらん、1人もおらんです。それぐらい芦屋に居住する自衛隊さんが少ない。ところが、隣の遠賀町やら、岡垣町やら、水巻町やら、北九州に行ったら、芦屋基地に勤務する自衛隊さんがたくさん住んでる。一体どうなのかという、私はそこに1つの疑問があるんです。

いわゆる芦屋町は大変な騒動を起こして、そして自衛隊移駐を決めた、しかも13項目の項目は自衛隊と約束済みの問題なんです。その約束済みの問題が守られてない。一体どうなのかというのが疑問として私は浮かびます。

そこで、いわゆる町側は、これは聞いても無駄だと思いますが、あえて聞きます。町側は自衛隊と決めたこの13項目について、自衛隊が実施しているかしていないかという調査をしたことがあるかないか、ちょっとお願いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

50年もたつですから、過去においてどのように確認調査がされたかはちょっと私もわかりません。少なくとも、私、総務課担当課長になって、その辺の確認作業というのは行っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

それなら、少なくとも天下の自衛隊です。天下の自衛隊ですから、約束が果たせなかつたら果たせないという、いわゆる約束破棄の申し出があつてもいいんじゃないですか、自衛隊から。そうすると、町側も自衛隊に対する態度を変えなきやなりません。これはもうはつきりしておきます。ですから、私は自衛隊に基地反対とか何とかというつもりはさらさらありません。しかし、約束は約束、芦屋町と自衛隊との約束ですから、これは個人と個人の約束以上に重たい問題ですから、それはぜひやっていただきたいと思います。

次に、基地内の使用物資についてお尋ねをするわけですが、この13項目の中にはあります、最後の、お手元に皆さん資料がいっておると思いますが、13項目のこの物資の問題がここに載っておりますが、いわゆる基地内で使用する物資については、芦屋町の業者から優先購入をするという約束ごとがあるわけです。

ところが実際は、自衛隊が芦屋基地に移駐して何年かはそのことが守られてきました、確かに私も知っていますが守られてきました。芦屋町の業者の中で自衛隊の中に食品を主体とする物資が入れられたということは、私も記憶があります。ところが、ある時点からこれがなくなったわけです。

なぜかというと、自衛隊側が、いわゆる公募に変えた、ここに公告という自衛隊が出たことがあります、これを芦屋町にも来るはずです、これは商工会にも行きます1枚、商工会は芦屋でも表に張り出します。これを見た業者的人が、芦屋の自衛隊の物資の購入、あるいは土建業、あるいは土木業、この入札資格のある人は参画するわけです。ところが以前は、そのことは芦屋の業者を優先に自衛隊側も扱ってくれました。ところが今は、いわゆるこの資格を持つてはだれでもいいですよと、日本全国からいいわけですから、これでできるなら。

そのことで今どういう現象が起きてるかと申し上げますと、いわゆる土建業に至っては、芦屋の業者が一切入られない、それから、一般商店の皆さんについては、主食品等々については、一切納入ができない。いわゆる大手が完全に支配してる。そういう現象が起きてるんです。これは商工会にも問い合わせましたが、そういうことで現在芦屋町から自衛隊基地との取引のある業者は7店舗です、7つ。土建業の皆さんについては、基地との仕事関係で取引のある業者はありません、こういう話なんです。一体自衛隊と約束しているこの13項目の中にはあります、基地で調達する物資については、芦屋町の業者を優先するという、13項目の1つの約束は一体どうなったのかという私は疑問があるわけです。

そこで、ちょっと質問をしますが、この地域経済、いわゆる現在の経済不況下で芦屋町は地域経済振興のために、この3月の2日から地域振興券等々を発行して、それでもまだ地域振興にはならん。それなら別途何かを考えないかんという時期にきています。ところが、芦屋町で最大の消費圏である、芦屋町で一番大きいと思うんです、自衛隊の基地が。こここの消費圏である自衛隊基地に、なぜ13項目の約束の実施を申し入れないのか、いったことありますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

先ほどもお答えしましたとおり、少なくとも私の代には、この13項目の確認といいますか、申し入れ、この辺は行っておりません。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

私は、くどいようですが、少なくとも芦屋の行政区域に基地がある。その基地と町との連携というのは密にやっぱりとらなきゃならん。そのことが地域住民の皆さんに自衛隊の存在、あるいは自衛隊のあり方、そのことを深く認識させる唯一の手段であると私は考えるわけです。それは一体何を指しているのかといいますと、やはり地域の経済に密接につながる、地域の文化に密接につながる、そこに自衛隊と住民とのつながりが生まれてくる。そういうふうに考えるから私はいってるので、ぜひその点は昔の話を掘り起こしてまことに恐縮ですが、13項目の実施を改めて自衛隊側に要望してほしいと思います。

次に、もう一つ、基地との連絡協議会の問題ですが、これは12月議会に川上議員が質問をして、答えは出てまいりましたけども、改めて私の方からお伺いをしたいと思います。

まず、基地との協議会が芦屋町にないと聞いておりますが、しかも隣の北九州市には芦屋基地との連絡協議会がある。なのに芦屋町にない。なぜないのか、なぜつくろうとしないのかという質問をします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

この協議会という趣旨、これをちょっとこの質問趣意書から、議員さんが言われたような協議会ということ、ちょっと想定しておりませんでしたが、いわゆる協議会なるものは、この本町にはございません。

で、私ども調べました、若干質問の趣旨をそれをかも知れませんが、これは水巻町、それから

遠賀町、ここには、いわゆる行政は入っておりませんが、民間団体による協議会と呼べるような組織、これはございました。それから、北九州市におきましても、そういった趣旨での協議会という組織はないということでした。これは、ただ、折尾地区の自治会連合会という組織がありまして、そこが必要に応じて要望活動を行つておるということでございました。それから、岡垣町にはないということです。

それで、当然私どもには協議会なるものがないわけですけれども、いろんな問題が生じる協議要望事項、これについては基地の涉外室を窓口として行政としてもタイムリーに行っておると、そういうことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

この基地との協議会は、これは必要なんです。

例えば、自衛隊のこの全国配置図を見ますと、ご承知のよう自衛隊は陸、海、空、3軍によって編成をされております。それで陸上自衛隊は、全国14区画に9個師団、5個旅団、これを配備して、全国に121の基地を有しております。それから、海上自衛隊、北海道余市の海軍基地を始めとして、沖縄の那覇基地まで21の基地を展開しております。航空自衛隊は北部航空方面隊、中部航空方面隊、西部航空方面隊、南部航空方面隊から編成されて、北海道稚内基地から沖縄宮古島基地まで59の基地を展開しております。これあわせますと201の基地が日本全国に自衛隊の基地としてあるわけです。

そしてこの基地のあるところには、よほどのことがない限り、いわゆる基地があるこの自治体とは連絡協議会が全部持つておる。ほとんどないということはないという返事が私のところに来ております。

この基地協議会の内訳を言いますと、なぜつくるのかと。例えば、昨年アメリカで米軍のF18戦闘機が墜落しました。地元住民を入れて4人が死亡した事故があります。そのアメリカでF18戦闘機が墜落しただけで、いわゆる航空自衛隊築城基地周辺1市2町、行橋、築上、みやこ町等々の市町が、事故原因がはっきりするまで同型機の日米共同訓練は行わないように九州防衛局に申し入れた。そうするうちに、今度は築城基地所属のF15戦闘機が山口県沖で墜落した。これまた大変なことで、この築城基地周辺の連絡協議会は直ちに基地協議会を開いて、飛行の安全等々を中心に防衛省側と交渉を重ねております。いまだにその交渉は続いておるんです。

そして、2月の21日にいわゆる協議会では、防衛省から地元の代議士である、国会議員である武田良太防衛専務次官あるいは九州防衛局の木坂慎一局長らが参加をして、地元からの参加を

入れて50名からの皆さんで協議会が開かれた。その中でいろんなことが協議されておるんですよ。防衛省側はこれまでF15は墜落しませんよと言ってきた、ずっと。ところが墜落したではないかという話が基本になって、これらの問題あるいは住宅の防音の問題等々、住民の細かい要望までこの協議会でされています。そして、防衛省側はどうしたって答えたかと申し上げますと、約束できるものは約束する、善処するものは善処する、そういうことで終わっておりますが、話はついておりません。まだ協議会が開かれるという状況になっております。そこで、私は、一体この13飛行教団の練習機が我々の上から落ちてこんかという保証があるか。私はないと思います。いつ故障機が落ちるか、これはわからん。そのことを想定して築上町あたりが協議会ではそれを厳しく、飛行の安全について協議しておるのが実態なんです。

例えば芦屋町側が防衛省側に要望、要求をするのは、私は若干ない、力はないものじゃないか、その要望する声が届かないんじゃないかな。例えば山鹿地区のテレビの受信料、これはもうずっと今まで議会でも取り上げてきました。いまだに受信料は個人で払う、町が立てかえる。芦屋地区と山鹿地区と、あの練習機の轟音の音ちゅうのは変わりがあるのか、ない。私のうちには朝8時になると必ず飛行機が飛んできます。テレビの音が聞こえん。これ実際なんですから。町長の家もそうだろうと思います。町長だから私は黙つとるやろうと思うんですけどね。町長の家もそう。私の近くにもと自衛隊さんの家庭がたくさんあります。だんなが自衛隊に行きよるときはジェット機の、練習機の音はうるさいって言いませんでした。ところが、近ごろゴーっと音が立つたらうるさいちゅうて母ちゃん言うんですよ。これはおやじが勤めないとそうなります。そういうことが今、町では起きてるんです。いわゆる町側はそういうことについて防衛省側あるいは芦屋基地との連絡協議会を持たないからそういうことが起きるんだと思いますので、これから先、基地側との協議会設置の気持ちがあるのかないのか、ちょっとお答えください。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

室原議員のほうから、るる自衛隊誘致の歴史等、それから当初の約束の問題点、るる過去の歴史に基づいて懇切にご協議いただいたわけでございますが、私、室原議員のお話を聞きしておりますと、私も経緯をちょっと調べさせていただいたんですが、その間、いろんな誘致した中で、町も議会も、例えば昭和62年に隊員の増員の陳情を行つておる。平成2年に、やはり常駐隊員の増員、陳情という形の中で、私はここに、手元に、私もそのとき議員であったんですが、平成12年、本田議長のときに公共施設利用用地確保に関する調査特別委員会、それから芦屋海岸の整備に関する調査特別委員会というのが、特別委員会2つであります。私は公共用地確保に関する調査特別委員会入つておったんですが、今これちょっと手元、資料取り寄せまして、今こ

のときの、今議員さんが現在8名おられます。恐らくご記憶だと思うんですが、そのときに、やはり今、室原議員がるる言われました審議の内容というのは自衛隊誘致時の町の要望事項について、それから騒音問題、交付金問題、それから町の経済、いわゆる物品の件等々、この特別委員会で審議いたしまして、これを答申いたしておるわけでございますが、その中に飛行時間のこともあります、NHKの受信料のことも当然審議しておるわけでございますが、最後ちょっと談を読ませていきますと、「特別委員会として審議を重ねてきたが、町の活性化のため芦屋町議会と芦屋基地の共存共栄を図るために、基地連絡協議会を設置すべきであるとの結論に達した」と。これ平成12年、特別委員会で達したということで、「芦屋町の将来像の計画指針に当たり、執行部、議会一体となって努力するべきであると確信するものである」ということで、当時委員長は高木委員長、副委員長は松上副委員長で、当時、議長の本田議長に報告書という形でお渡ししておるわけでございます。今言われますように、基地連絡協議会、このとき答申を受けておるということは紛れもない事実でございまして、それからその答申に基づいて真摯にそれをやったかということでございますが、やってないというのが現実であろうかと思います。やはりさかのぼりまして、時間をかけていろんな調査をして設置すべきであるという答申は議会からいただいておりますので、このことにつきましては十分今から検討しなくてはいけない。

それから、先ほど事故の件等々お話されましたので、いつ事故があるかわかりません。これは恒常に、いわゆる類似団体等々調査いたしまして、連絡協議会はあるのかないのか。あるとすればどういうメンバーなのか、どういう形をやってるのかというのは十分考慮する、基地協議会を設置することは十分検討に値するのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

私が、今まで質問しましたが、まず連絡協議会ちゅうのはやっぱり絶対必要なんですよ。例えば住宅の防音対策、この対象事業はね、築上町では平成4年から建った家は対象になってない。それを今、対象にしちゃろうって盛んに言ってる。ところが、芦屋町は昭和52年から建った家は対象になってないんですよ。築上町と10年の差がある。同じ基地で、同じ防音対策で10年の差がある。

それから、もう一つは、平成14年度に築上町は防衛省と交渉をして、新たな補助事業として町づくり支援事業、これに5億からの補助金が出ておる。やかましく言う地区には金出すのか。うがった言い方をしますとね。やかましく言う地域には、町には補助金が出て、芦屋町みたいにおとなしい所には防衛省は金出さないのか。けしからん話じやなかという話も出てくるんですよ。

ですから、ぜひ自衛隊芦屋基地と芦屋町の間に連絡協議会なるものを設置して、日ごろからそういう問題について取り組んでほしい。これは要望しておきます。

次に、難しい話ですが、地対空ミサイル、パトリオット3、これの配備が間もなくやってまいります。例えば首都圏では平成18年から平成19年の間に配備、これ大体配備が済んでおります。それから、東海地区、平成20年、これは今配備が進んでおると思います。それから、近畿地区、平成21年、これは09年。九州地区、平成22年、これを配備。このパトリオット3の配備の目的っていうのは、今まで意外とのんびりしとった、自衛隊も。ソビエト、いわゆるロシアとの冷戦が解けてから、ゆっくりしておったところが、中国が軍備増強で、これはちょっと危ないぞという話になっておりましたが、これは隣の北朝鮮がテポドン1号、2号、近ごろでは3号を打ち上げるという状況になりました。そこで、政府が平成15年に弾道ミサイル、BMDシステム導入を決めて、今年で丸5年になります。その間、今申し上げましたように、いわゆるパトリオット3の配備が進んでいます。

まず、この機能を申し上げますと、BMDの機能を申し上げますと、例えば北朝鮮から発射されたその弾道ミサイルが、まず大気圏で要撃する。これがSM3。そして、そこで要撃ができなかつたものを大気圏に突入したミサイルをパトリオット3が要撃する。これがこの弾道ミサイル防衛のシステムの概要なんですよ。そこで、これはアメリカと日本の政府が、平成10年にテポドン1号、北朝鮮のテポドン1号が三陸沖に落下した。これがきっかけでこれがずっと出てきて、これはアメリカとしては、これはアメリカまで届く弾道ミサイル、びっくりしてアメリカが日本にこの防衛システムを、導入を強制したと。

そういうことであるんですが、いわゆるパトリオット3の配備について、昨年の夏ごろだと思いますが、自衛隊芦屋基地では町の議員さん、あるいは区長さん、そういうところへ連絡して、このパトリオットの、いわゆる公開、基地での公開あるいは操作、そういうものをしてみせたというのがテレビがありました。ここにおらっしゃる議員さんもテレビに映っておりましたから、ありました。そのことがパトリオット3の設置の、まず地ならしと思うんです。そのことが町に、そういうことがあったんですが、町にはその説明があったのかないのか。ちょっとお聞きします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

地対空ミサイル、PAC-3の件につきましては、昨年の12月の議会で川上議員の質問にお答えしましたとおりですが、事前説明というのは当然受けております。最初に、平成18年にお話があつて、その後、昨年の4月に説明を受けております。この4月の折の説明では、PAC-3の配備時期については、当初22年度の予定であったけれども、若干早まって21年の10月

から22年の春ごろ、4月ごろまでに完了予定であると。ただ、芦屋基地への配備、具体的な配備時期は、その時点では未定である。ただ、時期が近づけば改めて連絡するというものであります、昨年の4月以降、この状況の変化はないということでございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

今、防衛ミサイルはどうだこうだ、反対とか何とかで言ってるわけじゃないんですけども、若干国内では日本の防衛についていろんな声が出てますが、その声もだんだん薄くなってきた。少なくとも芦屋町においては、なぜパトリオット3が芦屋に配備されるのか。何の目的か。それは、自衛隊は郷土の防衛と言うでしょう。ところが、実際は違うんですね。皆さんのお手元にその配備状況、お渡ししておりますが、いわゆる我々が若いころ習った防衛白書には、まず第一に、米軍基地を守る、2番目に自衛隊の基地を守る、3番目は重工業地帯、4番目に一般住民、こういうのが防衛白書に載つとったんですよ。それと同じように、この配備も重要基地の周辺に配備されておるというのが明確にわかるわけです。そこで、青森県三沢基地では、いわゆる町の人の声としては、パトリオットの配備が敵の攻撃目標になるんではないか、こういう危惧の声が出てるんです。これは、基地があるところはいつもこれはついて回ってるんですね。だから、私どもは、少なくとも芦屋町民の生命と財産を守る上についても、このパトリオット配備の問題については、もう少し皆さんのがん心を持ったほうが私はいいんじゃないか、このように付言してこの問題を終わりります。

最後の質問になりますが、これはややこしいと思いますんで町長に答弁をお願いしたいと思います。ここに町長初め、多くの議員さんがおります。この皆さんは4年に1回、町民の厳しい審判を受けてこの議席におられると思います。そこで、この選挙にマニフェストを出します、皆さん。私はこうしたい、ああしたいというマニフェスト。そのマニフェストに、一角に自衛隊との共存共栄、こういうことを書いてる人が多いんですよ。町長のマニフェストには自衛隊との共存共栄は書いてないけども、自衛隊との関係は書いてあります。ある町長は、やはり自衛隊との共存共栄、私が言いたいのは、今までるる自衛隊の問題について皆さん方にご答弁をいただきましたが、すべて町との約束は果たされておらん、自衛隊は。私はそう考えます。そこで質問をしますが、自衛隊との共存共栄というのは一体芦屋町にとって何をもって自衛隊との共存共栄と言えるのか。それと同時に、共存共栄という言葉はどういう意味を持つとるのか。町長ひとつ頭の涼しい所で答弁をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

室原議員、最後のご質問でございますが、ご質問は、いわゆる町長、町議の選挙における候補者のマニフェストに多くの候補者が公約としておるが、何をもって言えるのかということでございますが、私もちよと調べさせていただきました。今、私もちよとマニフェストにどういうことを書いとるかなという形、ただ、私個人的に申しますと、いつも共存共栄という言葉が芦屋町の歴史の中へ出てきますので、私は違った方角の中で基地との、いわゆる積極的な交流という形の中でマニフェストを上げさせていただきたいとるわけですが、それは当然、その基礎になるのは共存共栄だと私は思っております。

それから、私の主観でお話をさせていただきますが、ちょっと調べましたら、議員さん、この中に3人おられますんで、それは個別に聞かれてくださいませ。共存共栄、ちょっとこれいろいろ辞書を調べますと、ともに生存し、ともに繁栄する、それから自分も他人もともに共存することということで辞書に書いてあるわけでございますが、やはり今、芦屋基地の、室原議員、最初から言われますように、やはり何事にもやっぱり歴史がある、スタートライン、いろんな約束事があるではないかと。これをまずきっちり守ってこそ、共存共栄というのが成り立つのではないかというご指摘だと思うわけであるわけでございますが、そうしたことはちょっと横に置いておきましても、やはり芦屋町、人口、今現在1万6,000、従来からしますと3,000人以上減っておるわけでございます。高齢化が進みます。自衛隊の基地の中では若い人たくさんいらっしゃるわけでございますが、今芦屋町の将来を考えた場合に、いろんな分野、例えば社会教育の分野、生涯学習ということがあるわけでございますが、スポーツ団体、この芦屋町の体協という組織がある。そして、その中にスポーツ少年団がある。多くの自衛隊の隊員の方がスポーツ少年団の監督、コーチ、それからいろんな形で私は寄与していただいておる。これは非常に、このことが一つ。それから、安心安全の問題で、災害の分野におきましても、火災は基地との消防協定により出動していただいておる協力態勢もあるわけでございます。火災に限らず芦屋町、いざ何らかの災害が起こった場合に、非常に心強いものとなっておるわけでございます。それから、いろいろあるわけでございますが、今芦屋町、協働という町づくりの中で、財政厳しい中で、みんなで汗をかいて町づくりをしていくこうという中で、この自衛隊の隊員さんの、いわゆる力というのを頼るわけでございますが、ボランティア活動等々、クリーンキャンペーン、個別に言いますと、例えば福祉の中でみどり園のもちつき大会等々、毎年若い隊員さん方ご支援いただきたいとるわけであります。それから、地域にお住まいの個人の自衛隊の皆さん方も、各区の中でいろいろお世話を来ていただいていることに対しまして、私はそのことは非常に心強いし、日ごろこの活動に対しまして感謝を申し上げる次第であるわけであります。もう自衛隊が芦屋基地、

米軍基地ではございませんので、同じ日本人、芦屋の基地、もう60年近くあります。もう、いわゆる芦屋町の、こういう言い方がどうかあれなんですが、もう体の一部になっておるんではないか。芦屋町という自治体を構成する中で、もう今、私がお話をしたようないろんな分野で町の本当一員として参加していただいておるということは紛れもない事実であるわけでございます。その上で、それは共存、そういうことは私は共存共栄ではないかと思っておるわけでございます。私はそのことを認識した上で、やはり私のマニフェスト、ありますように、さらに、それを基礎といたしまして、やはり理解、相互理解するという形の中で積極的に交流を深めていくことは、この芦屋町の将来の発展につながっていくのではないかと私は思っておるわけでございます。

以上で、私の持論を述べさせていただきました。以上でございます。

○議長 横尾 武志君

室原議員。

○議員 12番 室原 健剛君

最後になりますが、私は今まで6点にわたって質問をしてまいりました。そこで、町が抱える基地との問題点あるいは地場産業と基地との関係、地域住民と基地との関係、こういったもろもろの問題が協議されて、相互がよく理解してこそ共存共栄という言葉が生まれるんではないか、このように考えます。

そこで、今まで質問をいたしましたが、我々には実行されてないんじゃないか、あるいは、これは約束されてないか、いわゆる実施されてないんじゃないか、こういう不満があります。そういうのを解決するように協議会等々開催されて、もう一度検討を願って善処されることを要望して私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、室原議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。

なお、午後からの一般質問は13時15分から行います。

午前11時59分休憩

午後1時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。続いて、5番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

こんにちは、5番、岡夏子、一般質問を行います。3点ほどお尋ねいたします。

1点目、ごみ減量化について、地球温暖化防止に向けて、日本でも現在CO₂削減目標が協議されているところでございますが、芦屋町もこれに向けて鋭意努力されていらっしゃることと思いますが、まずごみ減量化に向けた施策や計画はどのようなものか概要をご説明願います。

次に、広域行政組合で設置された廃棄物減量など推進審議会は、昨年1月と昨年6月に答申をそれぞれ出していらっしゃいますが、その概要と芦屋町の具体的な取り組みをお尋ねいたします。

2点目として、防砂堤の現状と周辺の砂浜についてお尋ねいたします。

まず最初に、芦屋港湾区域内に建設されております防砂堤ができて1年経過いたしましたが、砂浜の堆積が急速に進み、一層浜が広大化している現状です。県は、この防砂堤建設前に、21年間は湾内のしゅんせつは必要ないという説明をしておりましたが、2月には港湾のしゅんせつがされました。町は現状をどのように認識しておられるのかお尋ねいたします。

2番目に、町はこの防砂堤建設に関して約4,000万円の負担をしております。この責任上、県に対して防砂堤の堆積の状況について町民への説明を求めるべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうかお尋ねいたします。

3番目に、砂浜の美術展、俗に言う砂像展の跡地や、その周辺の砂浜はバラスや大きなコンクリート破片などで大変荒れております。安全できれいな浜に戻すべきと考えますが、町長はどのように考えておられるのかお尋ねします。

3点目、観光施策について、直方北九州自転車道線狩尾中継基地の建設目的や、この場所に特定された経緯及び町の管理などについてお尋ねいたします。

2番目に、芦屋町サイン整備事業とは、どういうものかお尋ねいたします。

最後に、観光協会が3月1日から開始しますレンタサイクルの事業内容についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。よろしくご回答お願ひいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 小野 義之君

まず、ごみの減量化についてお答えいたします。ごみの処理に関しましては、中間市と遠賀郡4町による共同処理をいたしておりますわけですが、まず1点目のごみの減量化に向けた施策や計画についてなんですが、現在遠賀・中間地域広域行政事務組合では、平成19年度から21年度の3カ年におきまして、管内の可燃ごみの処理量を、平成17年度の岡垣清掃センター焼却処理量から20%を削減するための可燃ごみ減量化計画というのを作成しております。

この計画では、生ごみ対策としまして水切りの徹底PRや生ごみ処理器の助成制度の推進、また古紙等の資源集団回収の促進としまして、資源物集団回収の協力PRや、未実施地区の取り組み要請、またさらに回収品目、それから実施回数の拡大、促進、さらにはプラスチック製容器包装の分別徹底PRなどを構成市町村で行うというように決めております。

それから、2点目の広域行政組合で設置されました廃棄物減量等推進審議会の生ごみの回収に関する答申ですが、まず平成20年の1月30日に答申されました内容は、生ごみとその他可燃物の分別を行い、生ごみの水切りの徹底を図られたいというものでございます。芦屋町の具体的な取り組みなんですかけれども、まず生ごみ処理器、これはコンポストなんですが、これの購入に際して一部助成を行っております。また生ごみの水切り啓発としましては、パンフレットを全世界に配付し、要望などあれば出前講座等でご説明をするようにしております。

また、生ごみの資源化を検討する中で、果たして家庭系の生ごみを分別収集することができるのかという懸念もありましたので、各市町ごとにモデル地区を設定しまして、分別試験収集に取り組みました。芦屋町では、はまゆう区に協力をお願いしまして、10月に2日間実施いたしました。生ごみの分別、水切りの状況はほぼ良好な結果というのが全体的に出ておりますが、今後中間市・遠賀郡管内の生ごみ資源化処理の方策について協議を進めていくというふうにいたしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 三友 伸一君

私の方から防砂堤の現状と周辺の砂浜について、その①、②について答弁させていただきます。

ご質問の町は現状をどのように認識しているのかというところだろうと思います。ご質問の今回のしゅんせつについて、県土木事務所担当課に問い合わせましたところ、港湾航路内に防砂堤の工事中の漂砂が堆積しており、必要水深、これはマイナス5.5メータでございますが、確保されていないため、船舶の航行に支障を来しているので、一部区間のしゅんせつ工事をやっていけるとの回答でした。

このことは昨年9月に航路や船だまりの一部が浅くなっていると指導をいたしましたし、防砂堤の検証のためにも防砂堤工事後のしゅんせつ前の状況をチェックするためにも、きっちりしゅんせつをやっておくべきではと、その旨を県土木事務所の担当課に伝えていました。今回、県北九土木において、その予算の確保がされたので、しゅんせつ作業がされているものと思われます。

続きまして、その下の2点目、②でございます。県に対して防砂堤の堆積除去について町民に

説明を求めるべきではないかというようなご意見でございます。答弁をさせていただきますと、今回のしゅんせつが終われば、防砂堤の検証が可能となります、この事業は県の事業であり、また県管理の港湾施設のため、現時点での議員が言われます町民に説明を求める予定はありません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

③の芦屋の砂像展の跡地や周辺の砂浜は、バラスや大きなコンクリート片など荒れているが、安全できれいな浜にすべきじゃないか、どのように考えられるかというご質問でございますが、芦屋海浜につきましては、基本的には県が維持管理するものと考えております。

しかしながら、海水浴シーズンには土木事務所へ監視員、詰め所や海水浴場の範囲を示す図面を添付した協議書を提出し、芦屋町が借用させていただいております。そのためシーズン中の海浜の清掃については、業者に清掃業務を委託し、ビーチクリーナーという機械を使って3回の清掃を行っております。そのほか、民間団体に5回から12回程度海浜の清掃を行っていただいております。

しかし、それぞれの清掃委託業務では、議員ご指摘のバラスやコンクリート片を除去するまでには至っておりません。今後維持管理者であります土木事務所に対し、バラスやコンクリート片の除去につきまして、要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 三友 伸一君

では、観光施策について①の直方北九州自転車道狩尾中継基地の建設目的やこの場所に特定された経緯及び町の管理について、この中の建設目的やこの場所に特定された経緯、この辺わかる範囲で答弁させていただきます。

まず、この直方北九州自転車道の建設目的、この辺からちょっと入らせていただきます。これは昭和45年4月3日法律第16号自転車道の整備に関する法律に基づき、安全快適なサイクルネットワークを確保し、スポーツレクリエーションや自然、文化、歴史面での交流による広域の地域連携を促進することを目的に、大規模自転車道として整備されているとのことでした。

質問の要旨の、これが狩尾中継基地の建設目的ということになろうかと思います。この主の自転車道においては、利用が安全快適に行われるよう、約5キロ間隔で簡易休憩所を設置し、約

10キロ間隔ごとに休憩所を設置して、適切な休息をとれるようになりますことが望ましいということから、この狩尾中継基地がつくられてきたということでございます。

この場所に設定された経緯とのことですけれども、現在の位置、これは旧割烹黒潮の跡地となっております。用地交渉が進められていると知らせ、現在に至っております。これは大体用地交渉が進められていたというのは、平成11年6月ごろに、私が11年4月から当時の建設課長しております。6月に旧割烹の黒潮の跡地の用地交渉が進められていると聞かされております。で、現在に至っておりますが、福岡県で決定された事項なので、詳細についてはわかりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、直方北九州自転車道狩尾中継基地の町の管理というご質問でございますので、これについてお答えいたします。

町の管理につきましては、地域づくり課が所管でございます。それでこれにつきましては、北九州土木事務所との協議の中において、トイレ清掃、ごみ収集、出入り口開閉、電気、上下水道料の負担及び軽微な補修を行うということで現在なっております。

それから、引き続きまして、要旨2点目の町のサイン整備計画とはどのようなものかというご質問でございます。町のサイン整備事業は、町外から訪れた人たちに町が誇る自然や文化を紹介するため、またそれらに関する情報を提供する目的で、平成9年度から工事に着手し、平成12年度までの4年間をかけて町内各所に設置されております。サインの種類と設置数につきましては、町を訪れた人が目的地まで迷わず安全なルートでいけるための誘導サインが24カ所、施設の所在やその場所を示す定点サインが18カ所、芦屋町の全町の地図と観光地など見どころを表示した総合案内板が3カ所、ここから芦屋ですという基準点をあらわしたゲートサインが3カ所設置しております。

今回21年度に予算計上いたしましておりますサイン整備事業の概要についてご説明いたします。大君、祇園崎、そして浜口から遠賀町への競艇場周辺の3カ所にゲートサインが設置されております。このゲートサインが施工後約10年を経過し、色があせ、表示がわかりにくくなっているため、表示を鮮明にし、ゲートサインの機能を回復させるためにリニューアルを行うものであります。また、既設の設置場所のほか、町内への主要な道路であります栗屋地区周辺の国道495号線沿い、それと竹並芦屋線の総合体育館周辺の2カ所に、今回新規に設置するための予算を計上させていただいております。

以上で、答弁を終わります。

○議長 横尾 武志君

もう一つ。

○地域づくり課長 内海 猛年君

観光協会が3月1日から開始しておりますレンタルの事業内容についてご説明いたします。

このレンタルサイクル事業は、観光協会の自主事業として海浜公園を起点に遠賀宗像自転車道や直方北九州自転車道を利用して、サイクリングや町内の名所旧跡を散策するなど、家庭や友達で自転車を走らせることでスポーツレクリエーションに親しみ、自然、文化、歴史に触れ合うという目的の中で3月1日から実施されております。

自転車台数は、開設当初15台を購入し、貸出料金は3時間以内大人300円、小学生以下200円、3時間から4時間以内は大人400円、小学生以下200円、4時間を超える場合は大人500円、小学生300円という料金で設定されております。

今後の計画ですが、自転車の貸出期間は3月から6月まで、そして9月から11月までの午前9時から午後5時までとなっております。まだ、自転車台数につきましては、今後の利用状況を見ながら、貸出料を充当してふやしていくこととなっております。レンタルサイクル事業が軌道に乗れば、将来的には岡垣町のレンタルサイクル事業と総合乗り入れができるように、今後協議をしていくことになると考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。その前に、先ほどちょっとご説明しておくのを忘れておりました。きょうは執行部の皆様や議員の皆様、そして傍聴者の方々にも私のこの一般質問の参考資料として、配付資料をお手元に届けさせていただいておりますので、それをちょっと見ながら、それは後2番目、3番目に関係することですので、後ほど参考にさせていただきます。

ごみ減量化について課長の方から、これはもちろん中間市、遠賀郡4町の1市4町の構成団体で取り組んでいるごみ減量化ではございますが、とりあえずこの可燃ごみに関して、先ほどおっしゃいました19年度から21年度までトータルで20%の削減を目指すということではございます。

その中で、可燃ごみの減量、あるいは古紙回収も積極的に進めていくということでございますが、この施策については芦屋町独自ではなくて、町全体ではございますが、芦屋町がこういう全体的な取り組みとはいえ、町民にこういう目標を作成してますよということを、この間に広報紙で直接芦屋町の取り組みとしてPRされてるのかなということが、まずございますが、それとも

う一つは、組合のほうで行財政改革の実施計画というのがつくられまして、昨年の11月に提出されてるというか、私も議員として広域にいらっしゃる議員さんの事務局への提出で手元にあるんですが、その中には20年度をベースに新年度は、21年度ですか、5%、そして22%が10%としてあることは、先ほど来19年度から21年度までは20%としてあるので、逆にいえば19年度は5%の削減目標があったのかなと推測するんですが、そういう19年度の結果、あるいは20年度に関しても、20年度はまだ途中ですので、19年度経過した分の芦屋町からの搬入などによってのごみ減量化がどのような状況だとか、そういう公表は、ホームページも含めてされていらっしゃるのかどうかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小野 義之君

ただいまのご質問ですが、まずは当然ごみ減量化するためには、住民の方にやっぱり周知して削減をしていかないと、家庭ごみの問題もございますから、PRはやっていかないといけないと思っております。

当初から20%の削減につきましては、21年度を目標にということで、当面19年度についてはプラスチック製容器包装に新しく取り組みましたので、まずこれの徹底ですか、そういったところに力を入れてる部分もございました。最終的なごみの減量化というのは、そういった部分と生ごみ、それから、今指摘されました古紙、これについても燃やすのじゃなくて、再利用というような考え方を持ってるものと思っております。それでPRについては、当然広報等を活用しながらやっております。

それを前提として進めておるわけなんですけれども、ただいまご質問があつてますように19年度の結果につきましてですが、一応これ広域のほうからいただいた資料の中なんですけれども、その前に17年度の芦屋町は計画収集において4,300トンの可燃ごみを排出しております。19年度が幾らの数字かといいますと、この部分につきましては3,940トンほど計画収集で出しておりますので、大体90%ぐらいの数字となっております。

現在も大体90%ぐらいの数値でしか推移していないんですけども、目標は20%ですから、あと残り10%をどう減らしていくかというのが、今後の大きな課題であろうかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

私が言ったのは、ここで数値を出していただくよりは、こういう結果も含めて町民の方々に、

もちろん町の取り組み、あるいは住民との協働の取り組みの部分もありますが、まずはこういう数値目標上げてます。あるいはこういう結果が出ましたということを、今後においてはそういうことをやっぱり出していただきたい。私自身もそういうことがないと把握もできませんし、いろんな提案もしにくいかなというのもあるので、ちなみに中間市当たりは19年度の分がホームページに出ておりましたので、広域全体の部分に対して自分の自治体が幾ら、何%だとか、あるいはこれは人口がありますけれども、1人頭のベースで何番目だとか、そういうことや前年度比に対する数値も出してあるから、またそこでこれだけ足らない、あるいはこういう取り組みすることでそれだけ減していこうという、そういうことが共有化できるんではないか、まさに町長もおっしゃる情報の共有化がないといろんな取り組みは進んでいかない。これがまずベースにあるということで要望しておきます。

それで、先ほど一応、例えば可燃ごみの中の生ごみです。特に水切りが不徹底だったり、もともと生ごみというのは水分を含んでますから、これをどうやって削減していくか、あるいはどうやって出さないように堆肥化に回すとか、そういうことができるかということで、これも審議会のほうでも答申がもちろん出されてますが、1市4町の中でちょっと比較させていただこうと思ったときに、芦屋町は先ほど課長がおっしゃったようにコンポストの助成をされます。これはかなり長いこと取り組んでらっしゃいますが、芦屋町はコンポストの補助、それも6,000円の容器がたしか3,000円の補助というふうになってると思いますが、ちなみに中間市とあと3町お電話したり、直接いってお尋ねしたりしてた中で、ちょっと参考までに申し上げますが、中間市はコンポストの補助以外に、これはEMぼかしを使ったりする家庭の中で生ごみをつくる容器の半額補助だとか、そういうこともやってます。

岡垣町は、そのコンポストと家庭内の容器のほかに、生ごみ処理器として、これは電動の生ごみ処理器があるそうなんですが、私はそのものを見たことがないんですが、それがこれもう大分何年も前から出ていて、相当やっぱり性能がよくなつて、ものがだんだん上がっていくごとに、その助成金を、いわゆる補助するという、助成金を出すということですが、岡垣は上限1台につき、もちろん家庭で1台のみですが、上限2万円の補助します。その機械がどれくらいの値段かといいますと、大体平均家庭用ですと4万から5万ぐらいの値段のものが約半額補助されてる。

そして遠賀町は、ここはコンポストとぼかしなどの容器、そして水巻町はコンポストとぼかしの容器はありませんが、コンポストがかなり種類がたくさんあります、3種類ぐらいありますけど、そして生ごみの処理器に関しては、水巻は上限が1万8,000円ということでした。

そしてもう一つ、先ほど水切りという問題が出てきましたが、水切りの補助器具として、私サンプルで1個いただいてきて、きょう皆さんにお示しするつもりがうつかり家に忘れてきて、ちょっとお示しできないので、またお持ちしますけれども、その水切りについてはかなり大量に入

れたことで、1個当たり200円ぐらいで仕入れることができた、それは担当課のカウンターに置いてPRしながら、水切りをしてくださいということで、進呈する、いわゆる上げるということで、その分は60万ぐらいの予算を町が出てるようでした。

そういうふうにちょっと芦屋と比較したときに、少なくともこれはここ最近からされたということよりも、かなり前からこういうことをされてるみたいなんですが、それに対して芦屋町はコンポストの補助が金額的に、いわゆる20年度までは大体2万円前後だったと思いますが、今年ちょっとふやして3万円なんです。これはたしかそうですね、予算が。コンポストの予算が3万円です、30万円ではなくて。そういう数字から見ても、この間の生ごみに対する各家庭への啓発、あるいは奨励金も含めた助成金制度というのが、この間に話し合われてこられなかったのか、あるいは先ほど言いました審議会が答申出しているのは1月、平成20年の1月なんです。

ですから、20年度の予算にももちろんそれが仮に間に合わないとしても、21年度にも上がってきていません。これは今回ちょっと尋ねるしかないなと思ったんですが、ちょっと生ごみの堆肥化を進めることで少しでもごみ減量化に向けた、この制度についてご存じでしたか、まずそのことをちょっとお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小野 義之君

ただいま助成制度に関してもいろいろ議員のほうからご指摘があつておりますけれども、従来から芦屋町の場合はコンポストの助成だけだったんですけども、生ごみの電動の分ですけども、これについても電動式生ごみ処理器の助成を検討してまいりました。で、当然答申も出ておりましたので、それに対する取り組みということで、実施計画等で一応上げさせていただくという中で、21年度に検討して、実施は22年度からできればなというようなことで、今担当課としては考えております。

当然1市4町でごみの減量化に取り組まなければいけないわけですから、生ごみの問題が大きければそれに対する努力も、当然足並みをそろえてやるというようなことは考えております。若干その辺については、もうちょっとおくれたような状況はあるんですけども、今後進めていきたいなというふうなことで考えております。

また、水切りネットですが、よその町では水切りネットを購入されて配布しているところもあるんですけども、これについても今後やはり検討しなければいけないとは思っておりますので、導入に向けて努力したいなと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

21年度中に検討して、22年度に生ごみの堆肥に対する助成金の実施ができればいいと、なるべくそういうふうに実施の方向で検討していただきたいと思います。

それで、次、2番目の質問に入ります。これが先ほど来言ってますきょうの配付資料、参考資料として配付しております。その中に、ちょうど表紙裏が当時の防砂堤の計画図面と、あと右側はちょっと建設当時の写真、そして10日ぐらい前ですか、きょうは9日ですから、ちょっと2週間ぐらい前ですが、場所を写した写真を、そこに掲載しております。

それを見ながらちょっともう1回質問をしたいのですが、先ほどの課長の答弁では、とりあえず建設は終わったけれども、その建設時に今堆積した、あるいは建設中までに堆積したものをしてしまった後に、また今後の堆積状況の経過を見ていかなきやいけないので、ちょっと私も聞き取りにくかったんですが、調査をするのはいつの時期か、もう1回そのことをさきに、いわゆる県が調査をする時期というものはいつの時期かもう1回お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 三友 伸一君

先ほどお答えしました内容は、昨年9月に航路や船だまりの一部が浅くなってるということで、これは県のほうもその当時確認をしておりました。それはどうしてですかというようなことで話をしましたけれども、防砂堤の工事をする時点、またその前の時点、そういうものが中で漂砂が入り込んできていた。

今回の防砂堤の工事をやった時点でも、それがまだあったと。ただ、その除去するに値する予算がなかったということで、現実的には予算が確保されたから今回しゅんせつをされたということで、じゃあ、その予算をどうしたんですかというお話もしましたが、土木事務所で使える範囲の予算をかき集めてやりましたというようなお答えでした。

一応しゅんせつ土砂は1,300立米というようなことの金額は大体1,000万円をちょっと切った金額ですよというお話は聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

前提を確認する部分に長くなりました。お手元にあります写真は説明をしておりますからわかると思いますが、ただカラーではないので、砂浜か水辺かがちょっとわかりにくいかも知れませ

ん。もし現場を確認したいという方は、ぜひ現地を見ていただきたいなと思うんですが、ただ一番上に2つありますように、これは港湾の中防波堤のところから撮った写真ではございますが、つけ根のところももちろん港湾のほうと同じように水があるということは確認できると思います。

そして上方の右側、一番上方の方は沖のほうで、これはテトラか何かわかりませんが、沖のほうで工事を行っている状況ですから、これはまだ本当に工事が始まって、まだ数ヶ月の時期だというふうに思っております。それが最終的には工事が、これは17年度中の工事でやられているものですから、17、18、19年度と、19年度ですが、たしか20年の5月ぐらいまで最終的に工事はかかったのではないかというふうに思っております。そういう意味では、完全に工事が終わってからは、1年は経過していないということです、2月ですから。

そういう状況において、これ一気に3年間の間にこうなってますが、徐々にこういうふうな砂場がどんどんどんどん広くなっていく、いわゆる防砂堤に砂がついていくという、そういう状況です。

2月26日の大潮の時期に撮りました左側のほうは、この上のほうが、いわゆるこの防砂堤の根っこに当たる突端の部分です。ちょっとこのスケール、これ150メートルの線を引いてる横に、これスケールがありますので、これをずっと向こうから持てるものが、かなり小さく写ってると思いますが、これが150メートルの地点で、この本当は先があるんですが、この先にまだ8メートルという線がちょうど干潮時期ではございましたが、波打ち際まで158メートルということで、ちょっとこの写真を入れさせていただいております。

そして右側が、この状況も私は初めてなんですが、この防砂堤が大体弓なり状、一番先は釣り針みたいに先が少し内側に湾曲してるんですが、これの手前のほうです、これは根っこですから、この左側は浜なんです。そしてちょっと小さすぎてわかりにくいかも知れません、波線で書いてる、本当に小さいんですが、点線で書いてるところが波打ち際、そして右側がこれ港湾なんです。いわゆる湾なんですが、これはもちろん完全に引いたときの状況ですけど、こうやって港湾内が砂浜ができるという、こういう状況を見たときに、17年の工事前に説明を私たちはいたしました、21年間しゅんせつしなくていい、いわゆる大がかりなしゅんせつということもでしようけど、そういうことはしなくていいということにはとても思えないんです。

これは町のほうにもお渡ししていると思いますが、私も含めた住民団体のほうで、この防砂堤の21年しゅんせつしなくていいという根拠に対して、本当に数年、長くても10年以内には埋まってしまうのではないかという根拠を、海洋学者の方と一緒にいろいろ調査などをしながら、それをまとめた本は町のほうにお渡ししていると思いますので、その中身を一々ここで取り上げるつもりはございませんが、これは5億円かかった経費のうちの8%である4,000万を芦屋町は負担金として出しております。

そして、今回の先ほどの課長の説明にありましたしゅんせつの理由です。これが何とも解せない。というのは、工事をするさなかからもう堆積していって、最終的に終わったときが、まだ1年近く前ですから、そのときに根本のほうはどんどん堆積してたんです。だから、工事中に入ったものとかというのはとても思えない。むしろ工事をしたから砂が入っているだろうと、私なんか見てるんですが、そういう中で1月に契約されて、それがたしかちょうどこの2月の下旬にしゅんせつされてる現場を港湾のところで見ましたが、それが先ほどおっしゃったみたいに1,300立米で約1,000万円。そしてたまたま私週末、先週の金曜日に土木事務所のほうに行く用事がありまして、それで入札結果表のところをちょっと見に行きましたが、またしてるんです、契約を。それはまだ工事に取りかかってないと思いますが、それは1,280立米で、契約金額も約1,000万円、正確にいえば920万でした。この理由です、いわゆる量とか、金額それは少ないといますが、これは工事中に入ったとかとても思えない、工事をしてこういうものができたから入ったというふうに私は思うのですが、課長はそこら辺は県のそういうことに対して、県がしてるからというのではなくて、私が言いたいのは4,000万円やっぱり負担しているということでは、それは21年間しゅんせつをしなくてもいいからという大前提があるかと思います。そのことについてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 三友 伸一君

この防砂堤につきましては、議員がおっしゃるとおりです。平成16年に実施設計、それから17、18、19年度、それで19年度業者さんが倒産しまして、20年度に繰り越しされて事業を実施されたわけです。金額的にはトータル3億2,812万5,000円ということで、町の負担としては2,625万という負担になっております。

で、この航路の関係、港湾の中のしゅんせつにつきましては、先般から航路の内のこのような堆積、漂砂があつて原因はというようなお話をしております。で、これの回答は先ほど申し上げましたとおり、結局防砂堤をつくる状況の前に進入してきたものであると、それで今回はきっとしておきたいと、その後に検証はできるでしょうという担当からのお話です。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

課長と問答しても県がそういうふうに言うということであれば、県のほうにもちろん問わなきやいけない部分もありますが、ただ町としてはそういう事情であればというか、そういう報告を

聞いたまでで、それを私に報告しているというふうに聞こえます。

金額的には最終的に実際に出したのは2,600万余りということで、私がいうのはあくまでも当初予算というか、5億の計画に対する4,000万ということでしたから、それをいってるんですが、ここが負担しているから、そのことの責任があるではないかということもありますが、今のこの状態をもう実際ここに158メートルと、これはあくまでも完全に引いた、しかも大潮の段階ですから、もっと定点というのは手前になりますが、この1年にかなりの速度で堆積しているということは、課長としてはお感じになってらっしゃると思いますが、県のほうはいろんな調査結果を経て、21年間はしゅんせつをしなくてもいいという判断に基づいてやってる。

しかし、現状が余りにも早く進んでいるということに関して、ちょっと課長というよりも、町長にこの件で現状についてどうお感じになってらっしゃるか、ちょっとお尋ねいたします。すみません、町長よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

現状をどう感じておるかということでございますが、議員ご存じのように芦屋の海浜の件につきましては、これだけではなく、飛砂対策、それから波津よりのテトラポットの件だとか、いろんな大きな問題を抱えておるわけでございます。

先ほど来より課長の方が答弁しておりますように、これはあくまでも県事業でございますので、いわゆる県との協議だとか、県の説明に沿って、それから芦屋町がいえるというのは、こうではないんですかというような話ぐらいしかできないわけであります。

これも莫大な予算がかかるわけでありまして、その辺の、いわゆる歯がゆさのほうが先に立つというのが本音であろうと思うわけでありますが、そしてこの砂の、いわゆる海流の問題というか、今までもいろんな専門家というか、大学の教授といいますか、そういう方たちが専門家という形の中で、調査研究をして、こうしたらどうですかというような、今回他町の件ですが、岡垣町でも九大の教授かなんかで調査を委託されて砂の動きを調査されておると。その何か根本的に砂の動きなんで、もう少し根本的な目先のこういうことはできて、今議員ご指摘のようにこうして何か解決したんですか、これだけのお金を使ってまだたまってるじゃないですかというご指摘なんでしょうが、その辺県当局に根本的なことから解決する要請をしていきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

わたしは目先というよりも、この大きな事業、あるいは大きな建造物をしたこのことの今現状について芦屋町の責任を問うてることで、この問題だけをいってわけじやありません。今はこの約5億円かけた建造物が、できたはながらこういう状況ですがということをちょっとお尋ねしました。

それで町長も先ほどおっしゃいましたように、これは港湾周辺の問題と波津の問題、この浸食と堆積の問題も含めて、当然私たち素人でありますから、このメカニズムといいうか、そういうものあるから、だから防砂堤のことでも、まずはしゅんせつの費用を浮かすため、いわゆる費用対効果を見て県が確かに事業としてやりました。ところが今こんな状況で私を含めた団体のところでは、本当に日に日にあれが1年に何十メートルも波打ち際が先に進んでいく、これはもう年もしないうちに埋まってしまうんではないかという、そういう危惧があつて町に対する、これはもうできてしましました確かに、ところが結局浸食と堆積の問題がちゃんとされないまま、じゃあ防砂堤をつくって、これが21年間補償されるということについて、賛同も含めて負担金を負われたということの責任を私は問うております。

それで、岡垣のほうは、先ほどおっしゃったように独自で取り組んでらっしゃるということをお尋ねしましたが、まさにそのことを芦屋でも県に、先ほど来この今の防砂堤の状況も含めたところで、県と芦屋町のところでもこの問題、あるいは岡垣町も含めた全体の海岸線の問題として、何か一緒に協議していくというような話はないんでしょうか、いわゆる岡垣と県だけのところなんですか。先ほど町長もおっしゃったみたいに、岡垣だけの問題じゃない、そのこっちの堆積の問題も関係してくるんじゃないかと思うんですが。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 三友 伸一君

この問題については、当然今の漂砂、これは漂砂は海岸線を流れていく砂でございますが、それと堆積すれば今度飛砂ということで、飛んでいく砂、こういう被害があるわけです。

で、現在、里浜づくりの実行委員会が開催されておりまして、その中でもそういう意見が出ております。で、芦屋町単町、岡垣町単町でなくして、山林松原全体の流れ、これでの浜辺のシステムといいますか、浸食、堆積、そのようなことについていろんな議論をしていかんやいかんというような話は出ております。

また、北九土木においても前向きに検討したいというような話が出ております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

これは私はワークショップには出ましたが、今度また実行委員会形式でやられるということではございますが、とにかくこれは本当に芦屋の堆積の問題が岡垣のほうの浸食とどう関係してなのかということも含めて、協議を進めてぜひいっていただきたいと思います。

時間がないので3番目のところに入ります。

3番の中継基地も、単純に中継基地といいましたが、自転車の自転車道、これも歴史的なところを、45年にこの事業が始まった、昭和45年に始まったということを説明されたので、私もその時代にさかのぼるつもりはありませんが、とりあえず先ほどの説明では平成11年ですか、用地交渉をしていると、じゃあ、そのことに関しては県がやることですから、ちょっと町では把握していないということでしたが、確かにその11年でなんで今この場所なのかなというのがあるんですが、これが先ほどの私の説明の中に、説明というか、資料の中の2枚ですよね。2枚目のところに資料としてこれはちょっと余りにも痛ましい風景でしたので、写真に納めて皆様にお示ししているんですが、これに書いてるように3月1日に撮影されたものです。きょうは9日ですから1週間ぐらい前ですが、それでこれが計画されたのも県であるとはいながら、管理を委託、いわゆる管理をしなければならない。あるいは管理をするようになってる。これは県との協定によって、そういうふうにされたんだろうと思うのですが、ここにちょっと場所的に特に入り口周辺の木々の両サイド、路肩といいますか、外側のところががっとやられて、道路を確保するためにやられてるんでしょうが、これが本当に見るも無惨な根っこが表出し、そこで撮られたのは、この写真の2段目の右側にあるようにごみの山に放置され、放置というか、ごみとしてそこに集められてるんですが、これを見てすごく胸が痛むことと、これは一番上の右側にちょっとわかりにくいかも知れませんが、狩尾の散策道路、いわゆる歩いて散策、散策は歩くものですが、中が観光コースの芦屋町の観光の1つにもなっていて、散歩がてら中をずっと入っていけるようになっています。それでそれのちょっと手前ぐらいが入り口になっているということで、こういうふうに入ってるんですが、県の事業とはいえ、そしてそれを管理される芦屋町の執行部として、これは工事された現状がこんなふうですが、どういうふうに思ってやるのかなということをちょっと町長にお尋ねしたいんですが、町長もご存じのように芦屋町内でできました堂山保存会という会が、一昨年、これはたしか1月の一番寒い時期に、この散策道路の入り口を通って、ずっと中を通っていきまして、そこになってる木々からてる花とか、木からてる、種が落ちてる、その種を1月に拾って、そしてポットに、いわゆる小さいポットに入れて半年、3カ月から4カ月育てて、半年ですか、半年間育てて、それを例の堂山の木がない下のほうとか、崩落しかけてるあそこの上の方まで登って、それを植えた。

もちろんそれは町民、あるいは行政、あるいは町内外のいろんな協力を得て、皆さんで一生懸

命植えた、それがこここの山で採れた木、植物の種だったんですが、その一方では、こういう住民のリフレッシュ、国民のリフレッシュのためにこれが必要といって、こういうふうに伐採されたりすることについて、すごく無力感というか、胸が痛む思いがするんですが、これは協議するに当たっては、この中継地点が多分あれで行けば10キロに1カ所ある地点ということになるんだろうと思いますが、そういうものがここにこれが必要だということの協議というのは、お互にされてこられたんですか。というのが決まっているものだから、そこに建てるということで、じやあ、その負担については、あるいは管理についてと、どういうふうな協議をされてこられたのかなというふうに疑問に思うんですが。あと1分ですので、そのことだけでも回答をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

協議したかというのは、ちょっと私は存じ上げておりません。これは先ほど来課長が説明したように、もう10年、20年、そういう前からの話であって、結局なんでこうなったかちゅうのは私どもは、これをもしお問い合わせになるんであれば、これは県事業でございますので、県が予算つけてやっておりますので、県議会の話であろうと思うわけであります。

ただ、町とのかかわりがどうかということになりますと、県からどうですか、こうですかというような形の中で、町はあくまでもサイクリング道路というは、先ほど来てますように、長年の県の事業でありますんで、それがここに決まった。それは県が地権者と交渉してやってことであろうし、こういう形であったというのは、あくまでも県主体事業でございますので、町はあとできることできないこと等々いろんな形の中で協議をしておることだろうと、私は想像しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員、時間がありませんが、よろしいですかもう。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

一言、先ほど来防砂堤のこともそうですが、県が主体ということではございますが、その県も芦屋町がこれはもう管理委託できませんよと、極端な話お金がありませんから管理委託できませんといったらできないということになると思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時17分散会
